

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（介護補償） 第 11 条 〔略〕 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1 月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10 万 4,290 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4,290 円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,600 円</u> 以下であるときに限る。）。<u>5 万 6,600 円</u></p> <p>介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5 万 2,150 円</u> を超える</p>	<p>〔同左〕 第 11 条 〔略〕 2 〔同左〕</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第 3 号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10 万 4,530 円</u> を超えるときは、<u>10 万 4,530 円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第 4 号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5 万 6,720 円</u> 以下であるときに限る。）。<u>5 万 6,720 円</u></p> <p>介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5 万 2,270 円</u> を超える</p>

ときは、5万2,150円)

随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,300円以下であるときに限る。)。 2万8,300円

別表

補償基礎額表

医師、 歯科、 薬剤師 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基 礎額	6,8 77円	8,6 20円	11, 446 円	12, 986 円	15, 087 円	16, 090 円
学校薬 剤師の 補償基 礎額	5,6 70円	6,5 73円	8,0 16円	9,6 71円	10, 868 円	12, 042 円

備考

- 1～3 [略]
- 4 2及び3に該当しない者については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)別表備考第4号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより、2及び3に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及び政令別表備考第4号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。

ときは、5万2,270円)

随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,360円以下であるときに限る。)。 2万8,360円

別表

補償基礎額表

医師、 歯科、 薬剤師 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基 礎額	6,8 77円	8,5 53円	11, 346 円	12, 874 円	14, 957 円	15, 951 円
学校薬 剤師の 補償基 礎額	5,6 53円	6,5 32円	7,9 57円	9,5 85円	10, 771 円	11, 936 円

備考

- 1～3 [略]
- 4 前2号に該当しない者については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)別表備考第4号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及び政令別表備考第4号の規定に基づきこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例別表(経験年数が5年未満である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の規定は、平成24年12月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の別表(経験年数が5年未満である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。以下同じ。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る部分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。